

輸入信用状発行依頼サービスに関する約定書

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
第2条（一括伝送受付日） 当社は貴行に対し、貴行所定の時刻までに依頼明細を一括伝送します。所定時刻を過ぎた受付分は、翌営業日扱いとします。なお、営業日とは、貴行の本支店において、貴行が営業している日をいいます。	第2条（一括伝送受付日） 当社は貴行に対し、依頼時限（発行希望日または条件変更希望日の当日 1 1 時 0 0 分）までに依頼明細を一括伝送します。依頼時限を過ぎた受付分は、翌営業日扱いとします。なお、営業日とは、貴行の本支店において、貴行が営業している日をいいます。
第3条（伝送データの内容連絡） 当社は、一括伝送により貴行に依頼した輸入信用状発行または条件変更依頼の各々の件数を貴行所定の方法で貴行に連絡します。件数、依頼人名等を確認したうは、伝送データを正当な依頼とみなして取り扱ってください。	第3条（伝送データの内容連絡） 当社は、一括伝送により貴行に依頼した輸入信用状発行または条件変更依頼の各々の件数を 「EB輸入信用状件数合計表（発行／条件変更）」で貴行に連絡します。件数、依頼人名等を確認したうは、伝送データを正当な依頼とみなして取り扱ってください。
第8条（一括伝送済依頼の変更、取消方法） 一括伝送済依頼の変更、取消は、速やかに電話連絡すると共に貴行所定の依頼書によりファクシミリにて依頼いたします。また、貴行内での手続きの関係で輸入信用状発行、条件変更の訂正、取消が出来ない場合があることも承いたします。	第8条（一括伝送済依頼の変更、取消方法） 一括伝送済依頼の変更、取消は、速やかに電話連絡すると共に 「EBデータ変更・取消依頼書（輸入信用状依頼）」によりファクシミリにて依頼いたします。また、貴行内での手続きの関係で輸入信用状発行、条件変更の訂正、取消が出来ない場合があることも承いたします。
第11条（規定の変更） 貴行が必要と判断した場合には、貴行は、当社に対して貴行ウェブサイト上で変更内容を告知することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。当社は、変更内容に同意しない場合には、その旨を貴行に通知するものとします。貴行は変更日から7日以内に当社からの変更に同意しない旨の通知を受領しない場合には、当社が変更内容に同意したものとみなします。また、変更に同意しない旨の通知があった場合には、貴行は、当社に対して事前に通知することなく、本利用契約を解約することができるものとします。	第11条（約定書の変更） 民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、貴行が変更内容および変更日を貴行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、この約定書の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の各条項その他の条件を適用するものとします。